（令和 7 年 10 月 31 日作成）
（令和●年●月●日更新）

表題	作成コーナーで申告書を作成・送信したが、別途郵送で提出する書類は何か知りたい
ファイル名	1　e-Tax 送信の場合

目次

1　提出が必要な書類の確認 1
※参考 1

1　提出が必要な書類の確認

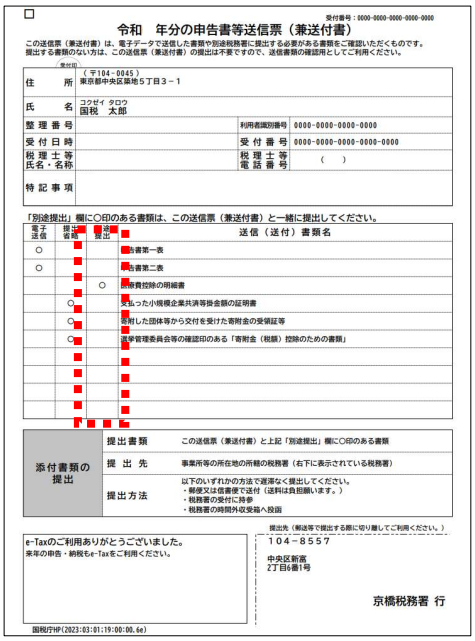

令和　年分の申告書等送信票（兼送付書）

受付番号：0000-0000-0000-0000-0000

この送信票（兼送付書）は、電子データで送信した書類や別途税務署に提出する必要がある書類をご確認いただくものです。
提出する書類のない方は、この送信票（兼送付書）の提出は不要ですので、送信書類の確認用としてご利用ください。

住所（業所）	（〒104-0045）東京都中央区築地5丁目3－1
氏名	コクゼイ タロウ 国税 太郎
整理番号	利用者識別番号 0000-0000-0000-0000
受付日時	受付番号 0000-0000-0000-0000-0000
税理士等氏名・名称	税理士等電話番号 （　）
特記事項	

「別途提出」欄に○印のある書類は、この送信票（兼送付書）と一緒に提出してください。

電子送信	提出先収納	郵送提出	送信（送付）書類名
○			申告書第一表
○			申告書第二表
		○	医療費控除の明細書
	○		受けた小規模企業共済等掛金額の証明書
	○		寄附した団体等から交付を受けた寄附金の受領証等
	○		選挙管理委員会等の確認印のある「寄附金（税額）控除のための書類」

添付書類の提出	提出書類	この送信票（兼送付書）と上記「別途提出」欄に○印のある書類
	提出先	事業所等の所在地の所轄の税務署（右下に表示されている税務署）
	提出方法	以下のいずれかの方法で遅滞なく提出してください。 ・郵便又は信書便で送付（送料は負担願います。） ・税務署の受付に持参 ・税務署の時間外収受箱へ投函

e-Taxのご利用ありがとうございました。
来年の申告・納税もe-Taxをご利用ください。

提出先（郵送等で提出する際に切り離してご利用ください。）
104-8557
中央区新富
2丁目6番1号
京橋税務署 行

国税庁HP(2023:03:01:19:00:00.6e)

e-Tax 送信の場合に提出の必要がある書類については、「申告書等送信票（兼送付書）等の確認」という画面で表示できる「申告書等送信票（兼送付書）」の「別途提出」欄に表記されておりますのでご確認ください。

また、先に進んだ「送信後のご案内」という画面でも説明しています。

「申告書等送信票（兼送付書）」は印刷したうえで、提出が必要な書類と共に所轄の税務署に提出します。

なお、青色申告決算書または収支内訳書に関する提出書類は表示されませんのでご注意ください。

※参考

住所	
氏名	
整理番号	利用者識別番号
受付日時	令和　年　月　日　：　：　受付番号
税務署受付印	税理士等氏名・名称 電話番号 （　）

税務署長

令和　年分の申告書等送信票（兼送付書）

送信（送付）書類名		提出媒体 電子	提出媒体	郵送等
申告書（所得税及び復興特別所得税）	第一表・第二表	✓		
	第三表（分離課税用）			
	第四表（損失申告用）			
決算書・収支内訳書	一般用			
	農業所得用			
	不動産所得用			
内訳書等	所得の内訳書			
譲渡所得関係	確定申告書付表・譲渡所得の内訳書（土地・建物用）			
	確定申告書付表・譲渡所得の内訳書（総合譲渡用）			
	株式等に係る譲渡所得等の計算明細書			
	居住用財産の譲渡損失等に関する明細書等			
医療費控除関係書類	医療費控除の明細書、セルフメディケーション税制の明細書、医療費通知	✓		
	医療費控除を受けるために必要な医師等が発行した証明書等			
	セルフメディケーション税制に係る一定の取組を行ったことを明らかにする書類			
社会保険料控除関係書類	社会保険料の支払額を証する書類			
小規模企業共済等掛金控除関係書類	小規模企業共済等掛金の支払額を証する書類			
生命（地震）保険料控除関係書類	生命保険料・地震保険料等の支払額を証する書類	✓	✓	
寄附金（政党等寄附金特別）控除関係書類	寄附金の受領証等、寄附金（政党等寄附金特別）控除に関する書類			
特定地方公共団体に対する寄附金等特別控除関係書類	「特定地方公共団体」に対する寄附金等特別控除に関する書類等			
譲渡所得関係書類	不動産登記簿謄本（抄本）・登記事項証明書			
	特例適用のための証明書等			
マイナポータルから取得した電子的控除証明書等		✓		
上記以外から取得した電子的控除証明書等				
医療費控除	医療費控除の明細書（兼医療費通知の記載事項）	✓		
医療費控除	医療費通知	✓		

1「年分」欄
電子手続により申告書等を提出する場合には、提出する申告書等に係る年分を入力してください。
2「提出区分」欄
(1) 電子手続により提出する書類については、「電子」欄に丸印を付けてください。
(2) 郵送書等のうち、記載事項を入力することで提出を省略する書類がある場合については、「提出省略」欄に丸印を付けてください。

確定申告書等作成コーナーから確定申告書を送信した後、「申告書等送信票（兼送付書）」メッセージボックスから確認した場合は、左の図のような申告書等送信票（兼送付書）が格納されていますので、「郵送等」の欄に表記がある書類について提出が必要です。